

第56号議案

伊奈町公平委員会の委員の選任について

伊奈町公平委員会の委員に次の者を選任することについて、同意を求める。

住 所     〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名     川 田 貴 雄

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

伊奈町公平委員会の委員の川田貴雄氏の任期が、令和7年12月21日で満了となるため、同氏を再選任することについて同意を得たいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

## 第63号議案

議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬等に関する条例(昭和44年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和7年12月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

議会の議員の期末手当の支給率を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第63号議案 参考資料

### 議会の議員の議員報酬等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略 （期末手当）</p> <p>第5条 議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>	<p>第1条から第4条まで 略 （期末手当）</p> <p>第5条 議長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</p>

に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

議会の議員の議員報酬等に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

改正前	改正後
<p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p>	<p>第1条から第4条まで 略 (期末手当)</p> <p>第5条 議長等で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、辞職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。))又は同法第252条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。)し、除名され、死亡し又は議会の解散により任期が終了した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在)において議長等が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p>

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

## 第64号議案

町長及び副町長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(町長及び副町長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例(昭和44年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

(教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和44年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第4条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は令和7年12月1日から、第2条及び第4条の規定は令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

町長、副町長及び教育長の期末手当の支給率を改定したいので、この案を提出するものである。

## 第64号議案 参考資料

### 町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 町長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる</p>	<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 町長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる</p>

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第7条まで 略

区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第7条まで 略

町長及び副町長の給与等に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 町長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p>	<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 町長等で、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）、同法第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において町長等が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 6箇月 100分の100</p>

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第7条まで 略

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第7条まで 略

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た</p>	<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た</p>

額の合計額に、100分の230を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第9条まで 略

額の合計額に、100分の235を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第9条まで 略

教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た</p>	<p>第1条から第5条まで 略 （期末手当）</p> <p>第6条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育長に、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1項各号（第1号を除く。）又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第9条第1項各号（同法第4条第3項第2号又は公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号（第1号を除く。）若しくは同法第252条若しくは政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当する場合に限る。）の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、罷免（地方公務員法第29条の規定に該当する場合を除く。以下同じ。）され、又は死亡した者（これらの基準日において、この項前段の適用を受ける者を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、罷免され又は死亡した日現在）において教育長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た</p>

額の合計額に、100分の235 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第9条まで 略

額の合計額に、100分の232.5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第6条の2から第9条まで 略

## 第65号議案

伊奈町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 伊奈町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第17条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の70」を「100分の72.5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	

24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	

52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	

80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700		
87	266,500	306,100	356,100		
88	266,800	306,400	356,500		
89	267,100	306,700	356,700		
90	267,400	307,000	357,100		
91	267,700	307,300	357,500		
92	268,000	307,600	357,900		
93	268,300	307,800	358,100		
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		

	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

第2条 伊奈町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和7年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊奈町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条の4第2項、第3項及び第17条の7第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

人事院及び埼玉県人事委員会の勧告等に鑑み、伊奈町職員の給与の改定をしたいので、この案を提出するものである。

## 第65号議案 参考資料

### 伊奈町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第9条の3まで 略 （通勤手当）</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次</p>	<p>第1条から第9条の3まで 略 （通勤手当）</p> <p>第10条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>（1） 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>（2） 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次</p>

号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12, 900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2, 000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4, 200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7, 300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10, 400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13, 500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル

ル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のう

ル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のう

ちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

第11条から第17条の3まで 略  
(期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

ちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は規則で定める。

第11条から第17条の3まで 略  
(期末手当)

第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5及び第17条の6 略

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。

4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5及び第17条の6 略

(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」

にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5 を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」

とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の5中「前条第1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第17条の8から第22条まで 略

とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第17条の5中「前条第1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第17条の8から第22条まで 略

(改正前)

別表第1 (第3条関係)  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>183,500</u>	<u>230,000</u>	<u>265,300</u>	<u>298,800</u>	<u>321,300</u>	<u>355,200</u>	<u>408,300</u>
	2	<u>184,600</u>	<u>231,500</u>	<u>266,300</u>	<u>300,300</u>	<u>323,100</u>	<u>356,900</u>	<u>410,200</u>
	3	<u>185,800</u>	<u>233,000</u>	<u>267,300</u>	<u>301,800</u>	<u>324,900</u>	<u>358,500</u>	<u>412,100</u>
	4	<u>186,900</u>	<u>234,500</u>	<u>268,300</u>	<u>303,200</u>	<u>326,600</u>	<u>360,100</u>	<u>413,900</u>
	5	<u>188,000</u>	<u>236,000</u>	<u>269,300</u>	<u>304,600</u>	<u>328,300</u>	<u>361,700</u>	<u>415,700</u>
	6	<u>189,700</u>	<u>237,500</u>	<u>270,300</u>	<u>305,700</u>	<u>330,000</u>	<u>363,500</u>	<u>417,500</u>
	7	<u>191,300</u>	<u>239,000</u>	<u>271,300</u>	<u>306,700</u>	<u>331,700</u>	<u>365,000</u>	<u>419,300</u>
	8	<u>192,900</u>	<u>240,500</u>	<u>272,300</u>	<u>307,900</u>	<u>333,400</u>	<u>366,600</u>	<u>421,100</u>
	9	<u>194,500</u>	<u>242,000</u>	<u>273,300</u>	<u>309,100</u>	<u>335,000</u>	<u>368,000</u>	<u>422,700</u>
	10	<u>196,200</u>	<u>243,400</u>	<u>274,300</u>	<u>310,700</u>	<u>336,700</u>	<u>369,600</u>	<u>424,200</u>
	11	<u>197,800</u>	<u>244,800</u>	<u>275,300</u>	<u>312,300</u>	<u>338,400</u>	<u>371,200</u>	<u>425,700</u>
	12	<u>199,400</u>	<u>246,200</u>	<u>276,400</u>	<u>313,900</u>	<u>340,000</u>	<u>372,700</u>	<u>427,200</u>
	13	<u>201,000</u>	<u>247,400</u>	<u>277,400</u>	<u>315,400</u>	<u>341,500</u>	<u>374,600</u>	<u>428,700</u>
	14	<u>202,700</u>	<u>248,600</u>	<u>278,700</u>	<u>317,000</u>	<u>343,100</u>	<u>376,500</u>	<u>430,000</u>
	15	<u>204,400</u>	<u>249,800</u>	<u>280,000</u>	<u>318,600</u>	<u>344,700</u>	<u>378,400</u>	<u>431,300</u>
	16	<u>206,100</u>	<u>251,000</u>	<u>281,200</u>	<u>320,200</u>	<u>346,200</u>	<u>380,200</u>	<u>432,500</u>
	17	<u>207,400</u>	<u>252,100</u>	<u>282,500</u>	<u>321,700</u>	<u>347,600</u>	<u>381,700</u>	<u>433,700</u>
	18	<u>209,000</u>	<u>253,200</u>	<u>283,800</u>	<u>323,400</u>	<u>349,300</u>	<u>383,500</u>	<u>435,000</u>
	19	<u>210,600</u>	<u>254,300</u>	<u>285,000</u>	<u>325,000</u>	<u>350,900</u>	<u>385,200</u>	<u>436,300</u>
	20	<u>212,100</u>	<u>255,400</u>	<u>286,200</u>	<u>326,600</u>	<u>352,500</u>	<u>386,800</u>	<u>437,500</u>
	21	<u>213,600</u>	<u>256,400</u>	<u>287,300</u>	<u>328,000</u>	<u>353,700</u>	<u>388,500</u>	<u>438,700</u>
	22	<u>215,200</u>	<u>257,400</u>	<u>288,500</u>	<u>329,700</u>	<u>355,200</u>	<u>389,900</u>	<u>439,500</u>
23	<u>216,800</u>	<u>258,400</u>	<u>289,800</u>	<u>331,400</u>	<u>356,700</u>	<u>391,300</u>	<u>440,300</u>	

24	<u>218,400</u>	<u>259,400</u>	<u>291,100</u>	<u>333,000</u>	<u>358,200</u>	<u>392,700</u>	<u>441,100</u>
25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>	<u>441,700</u>
26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>	<u>442,300</u>
27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>	<u>442,900</u>
28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>	<u>443,500</u>
29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>	<u>444,200</u>
30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>	<u>445,000</u>
31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>	<u>445,400</u>
32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>	<u>446,100</u>
33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>	<u>446,600</u>
34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>	<u>447,000</u>
35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>	<u>447,400</u>
36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>	<u>447,800</u>
37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>	<u>448,200</u>
38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>	<u>448,600</u>
39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>	<u>449,000</u>
40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>	<u>449,300</u>
41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>	<u>449,600</u>
42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>	<u>450,000</u>
43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>	<u>450,300</u>
44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>	<u>450,600</u>
45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>	<u>450,900</u>
46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>	

52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>
65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	

80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>
81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>
82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>
83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>
84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>
85	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>	<u>345,600</u>	<u>386,100</u>	<u>398,200</u>
86	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>	<u>346,000</u>		
87	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>	<u>346,400</u>		
88	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>	<u>346,800</u>		
89	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>	<u>347,000</u>		
90	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>	<u>347,400</u>		
91	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>	<u>347,800</u>		
92	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>	<u>348,200</u>		
93	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>	<u>348,400</u>		
94		<u>299,400</u>	<u>348,800</u>		
95		<u>299,700</u>	<u>349,200</u>		
96		<u>300,100</u>	<u>349,500</u>		
97		<u>300,300</u>	<u>349,800</u>		
98		<u>300,600</u>	<u>350,200</u>		
99		<u>301,000</u>	<u>350,600</u>		
100		<u>301,400</u>	<u>351,000</u>		
101		<u>301,600</u>	<u>351,500</u>		
102		<u>301,900</u>	<u>351,900</u>		
103		<u>302,200</u>	<u>352,300</u>		
104		<u>302,500</u>	<u>352,700</u>		
105		<u>302,700</u>	<u>353,200</u>		
106		<u>303,000</u>	<u>353,600</u>		
107		<u>303,300</u>	<u>353,900</u>		

	108		<u>303,600</u>	<u>354,200</u>				
	109		<u>303,800</u>	<u>354,700</u>				
	110		<u>304,200</u>					
	111		<u>304,600</u>					
	112		<u>304,900</u>					
	113		<u>305,100</u>					
	114		<u>305,300</u>					
	115		<u>305,600</u>					
	116		<u>306,000</u>					
	117		<u>306,200</u>					
	118		<u>306,400</u>					
	119		<u>306,700</u>					
	120		<u>307,000</u>					
	121		<u>307,400</u>					
	122		<u>307,600</u>					
	123		<u>307,900</u>					
	124		<u>308,200</u>					
	125		<u>308,500</u>					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>	<u>362,700</u>

(改正後)

別表第1 (第3条関係)  
給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>	<u>420,700</u>
	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>	<u>422,600</u>
	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>	<u>424,500</u>
	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>	<u>426,300</u>
	5	<u>200,300</u>	<u>247,500</u>	<u>280,300</u>	<u>315,500</u>	<u>339,600</u>	<u>373,300</u>	<u>428,100</u>
	6	<u>202,000</u>	<u>248,900</u>	<u>281,300</u>	<u>316,600</u>	<u>341,300</u>	<u>375,100</u>	<u>429,900</u>
	7	<u>203,600</u>	<u>250,300</u>	<u>282,200</u>	<u>317,600</u>	<u>343,000</u>	<u>376,600</u>	<u>431,700</u>
	8	<u>205,200</u>	<u>251,700</u>	<u>283,200</u>	<u>318,800</u>	<u>344,600</u>	<u>378,200</u>	<u>433,500</u>
	9	<u>206,700</u>	<u>253,100</u>	<u>284,200</u>	<u>320,000</u>	<u>346,200</u>	<u>379,500</u>	<u>435,100</u>
	10	<u>208,400</u>	<u>254,300</u>	<u>285,200</u>	<u>321,600</u>	<u>347,900</u>	<u>381,100</u>	<u>436,600</u>
	11	<u>210,000</u>	<u>255,600</u>	<u>286,200</u>	<u>323,200</u>	<u>349,600</u>	<u>382,700</u>	<u>438,100</u>
	12	<u>211,600</u>	<u>256,900</u>	<u>287,200</u>	<u>324,800</u>	<u>351,200</u>	<u>384,200</u>	<u>439,600</u>
	13	<u>213,100</u>	<u>258,100</u>	<u>288,200</u>	<u>326,200</u>	<u>352,700</u>	<u>386,100</u>	<u>441,100</u>
	14	<u>214,800</u>	<u>259,300</u>	<u>289,500</u>	<u>327,800</u>	<u>354,300</u>	<u>388,000</u>	<u>442,400</u>
	15	<u>216,500</u>	<u>260,500</u>	<u>290,800</u>	<u>329,400</u>	<u>355,900</u>	<u>389,900</u>	<u>443,700</u>
	16	<u>218,200</u>	<u>261,700</u>	<u>292,000</u>	<u>331,000</u>	<u>357,400</u>	<u>391,700</u>	<u>444,900</u>
	17	<u>219,400</u>	<u>262,800</u>	<u>293,200</u>	<u>332,400</u>	<u>358,800</u>	<u>393,200</u>	<u>446,100</u>
	18	<u>221,000</u>	<u>263,900</u>	<u>294,500</u>	<u>334,100</u>	<u>360,500</u>	<u>395,000</u>	<u>447,400</u>
	19	<u>222,600</u>	<u>265,000</u>	<u>295,700</u>	<u>335,700</u>	<u>362,100</u>	<u>396,700</u>	<u>448,700</u>
	20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>	<u>296,900</u>	<u>337,300</u>	<u>363,700</u>	<u>398,300</u>	<u>449,900</u>
	21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>	<u>297,900</u>	<u>338,700</u>	<u>364,800</u>	<u>400,000</u>	<u>451,100</u>
	22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>	<u>299,100</u>	<u>340,400</u>	<u>366,300</u>	<u>401,400</u>	<u>451,900</u>
23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>	<u>300,300</u>	<u>342,100</u>	<u>367,800</u>	<u>402,800</u>	<u>452,700</u>	

24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>	<u>301,600</u>	<u>343,700</u>	<u>369,300</u>	<u>404,200</u>	<u>453,500</u>
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	<u>454,100</u>
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	<u>454,700</u>
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	<u>455,300</u>
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	<u>455,900</u>
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	<u>456,600</u>
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	<u>457,400</u>
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	<u>457,800</u>
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	<u>458,500</u>
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	<u>459,000</u>
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	<u>459,400</u>
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	<u>459,800</u>
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	<u>460,200</u>
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	<u>460,600</u>
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	<u>460,900</u>
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	<u>461,200</u>
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	<u>461,500</u>
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	<u>461,800</u>
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	<u>462,100</u>
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	<u>462,400</u>
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	<u>462,700</u>
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>	<u>463,000</u>
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>	
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>	
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>	
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>	
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>	
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>	

52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>	
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>	
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>	
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>	
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>	
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>	

80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>
85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>	<u>355,300</u>	<u>396,500</u>	<u>409,000</u>
86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>	<u>355,700</u>		
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>	<u>356,100</u>		
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>	<u>356,500</u>		
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>	<u>356,700</u>		
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>	<u>357,100</u>		
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>	<u>357,500</u>		
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>	<u>357,900</u>		
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>	<u>358,100</u>		
94		<u>308,000</u>	<u>358,400</u>		
95		<u>308,300</u>	<u>358,800</u>		
96		<u>308,700</u>	<u>359,100</u>		
97		<u>308,900</u>	<u>359,400</u>		
98		<u>309,200</u>	<u>359,800</u>		
99		<u>309,500</u>	<u>360,200</u>		
100		<u>309,900</u>	<u>360,600</u>		
101		<u>310,100</u>	<u>361,100</u>		
102		<u>310,400</u>	<u>361,500</u>		
103		<u>310,700</u>	<u>361,900</u>		
104		<u>311,000</u>	<u>362,300</u>		
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>		
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>		
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>		

	108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>				
	109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>				
	110		<u>312,600</u>					
	111		<u>313,000</u>					
	112		<u>313,300</u>					
	113		<u>313,500</u>					
	114		<u>313,700</u>					
	115		<u>314,000</u>					
	116		<u>314,400</u>					
	117		<u>314,600</u>					
	118		<u>314,800</u>					
	119		<u>315,100</u>					
	120		<u>315,400</u>					
	121		<u>315,700</u>					
	122		<u>315,900</u>					
	123		<u>316,200</u>					
	124		<u>316,500</u>					
	125		<u>316,800</u>					
定年前再任用 短時間勤務職員		基準給料 月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>	<u>374,800</u>

伊奈町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>第1条から第17条の3まで 略 (期末手当)</p> <p>第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>1</u></p>	<p>第1条から第17条の3まで 略 (期末手当)</p> <p>第17条の4 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第17条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第17条の6においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第18条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>1</u></p>

00分の72.5」とする。

- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5及び第17条の6 略  
(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を

00分の71.25」とする。

- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第17条の5及び第17条の6 略  
(勤勉手当)

第17条の7 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を

乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤  
勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、  
それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外  
の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞ  
れの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退  
職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい  
て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の  
月額の合計額を加算した額に100分の107.5を乗  
じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当  
該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100  
分の52.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において  
職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月  
額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に  
ついて準用する。この場合において、同条第5項中「前項」  
とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとし  
る。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給につ  
いて準用する。この場合において、第17条の5中「前条第  
1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中  
「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に

乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤  
勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、  
それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外  
の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞ  
れの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退  
職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）におい  
て受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の  
月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗  
じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当  
該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100  
分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において  
職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月  
額の合計額とする。

4 第17条の4第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額に  
ついて準用する。この場合において、同条第5項中「前項」  
とあるのは、「第17条の7第3項」と読み替えるものとし  
る。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給につ  
いて準用する。この場合において、第17条の5中「前条第  
1項」とあるのは「第17条の7第1項」と、同条第1号中  
「基準日から」とあるのは「基準日（第17条の7第1項に

規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第17条の8から第22条まで 略

規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第17条の8から第22条まで 略

## 第69号議案

### 伊奈町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第20条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雑則（第27条・第28条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、伊奈町子ども・子育て会議条例（平成25年条例第32号）に基づく伊奈町子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をす

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者の安全計画の策定等に係る基準は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）第7条に規定する基準とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者が自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、府令第8条に規定する基準とする。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所が他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に係る基準は、府令第11条に規定する基準とする。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者の利用乳幼児を平等に取り扱う原則に係る基準は、府令第12条に規定する基準とする。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の虐待等の防止に係る基準は、府令第13条に規定する基準とする。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えると

ともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者の食事に係る基準は、府令第15条に規定する基準とする。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の秘密保持等に係る基準は、府令第18条に規定する基準とする。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業の区分に係る基準は、府令第20条に規定する基準とする。

### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準に係る基準は、府令第21条に規定する基準とする。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所の職員に係る基準は、府令第22条に規定する基準とする。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業の乳児等通園支援の内容に係る基準は、府令第23条に規定する基準とする。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準に係る基準は、府令第25条に規定する基準とする。

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、「府令第23条」とあるのは「府令第26条において準用する府令第23条」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

## 第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

提 案 理 由

児童福祉法が改正されたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

## 第70号議案

### 伊奈町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

#### 目次

#### 第1章 総則（第1条・第2条）

#### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

##### 第1節 利用定員に関する基準（第3条）

##### 第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

#### 第3章 雑則（第33条・第34条）

#### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

##### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事

業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

- 第3条 特定乳児等通園支援事業者の利用定員に係る基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）第3条に規定する基準とする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者の面談に係る基準は、府令第4条に規定する基準とする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者の正当な理由のない提供拒否の禁止に係る基準は、府令第5条に規定する基準とする。

（あっせん及び要請に対する協力）

- 第6条 特定乳児等通園支援事業者のあっせん及び要請に対する協力に係る基準は、府令第6条に規定する基準とする。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

- 第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の

24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者の支払に係る基準は、府令第12条に規定する基準とする。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により町が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）により特定乳児等通園支援に係る

乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を経営者に乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業所の特定乳児等通園支援の取扱方針に係る基準は、府令第14条に規定する基準とする。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する町への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けよう

としたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 府令第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 府令第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、府令第3条第1項の規定により

定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、府令第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所の乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則に係る基準は、府令第23条に規定する基準とする。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の虐待等の禁止に係る基準は、府令第24条に規定する基準とする。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の秘密保持等に係る基準は、府令第25条に規定する基準とする。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育

施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該町の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、町からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者の事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、府令第30条に規定する基準とする。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 府令第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による町への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 府令第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容

を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(委任)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法が改正されたため、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

## 第71号議案

### 町道路線の認定について（開発行為）

次のとおり、町道の路線を認定することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
5115	伊奈町中央二丁目 204番23地先	伊奈町中央二丁目 204番12地先	

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供するため、新たに町道として認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、この案を提出するものである。

# 町道認定路線図

## 町道第5115号線



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

## 第72号議案

町道路線の廃止について（払い下げ）

次のとおり、町道の路線を廃止することについて議決を求める。

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地
1181	伊奈町大字小針新宿 字高野屋敷448番地先	伊奈町大字小針新宿 字高野屋敷445番地先	
4297	伊奈町大字小室字志ノ崎 1534番地先	伊奈町大字小室字志ノ崎 1533番地先	

令和7年11月26日提出

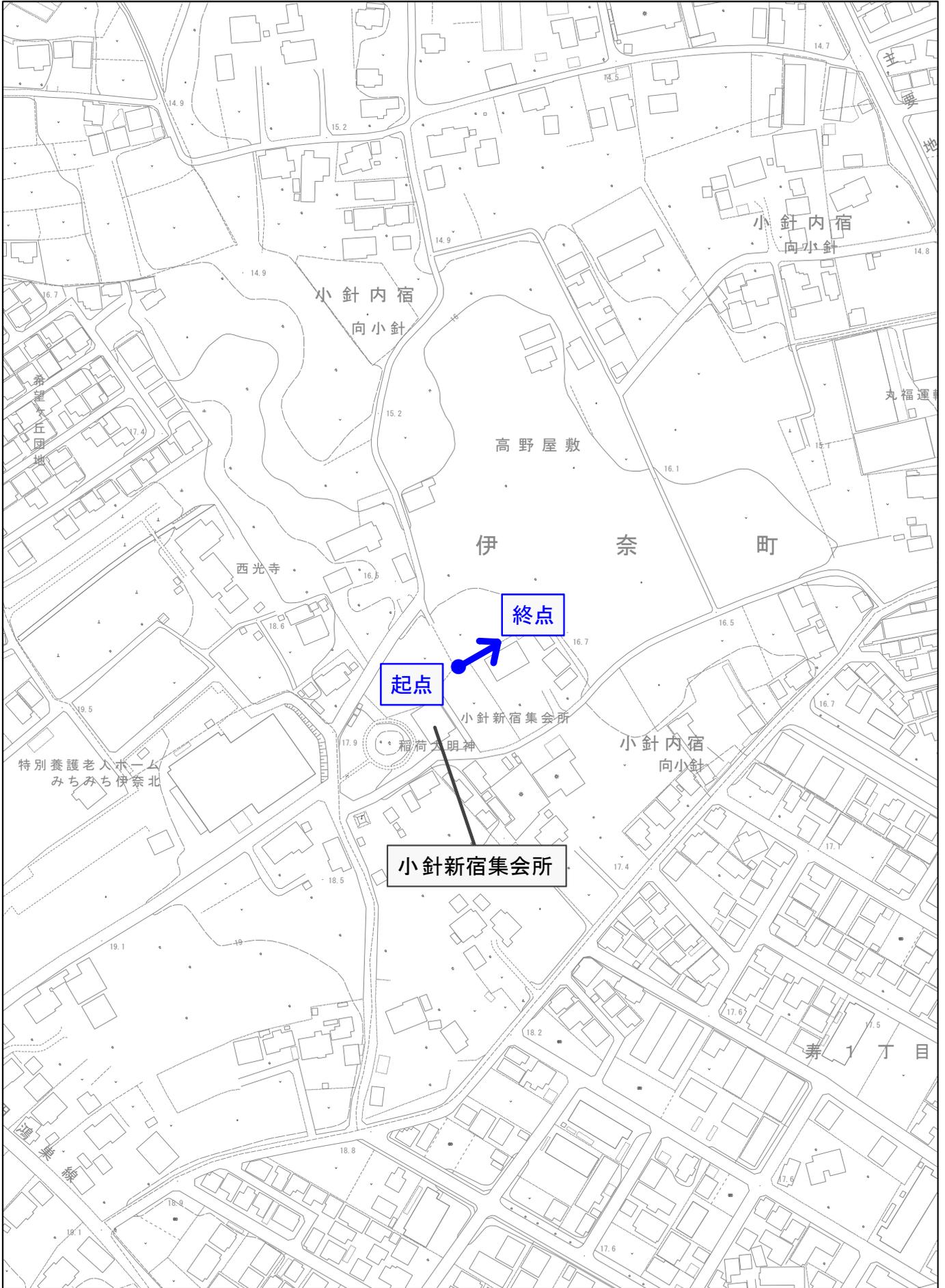
伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

当該路線は、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認められるため、道路を廃止したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

# 町道廃止路線図

## 町道第1181号線

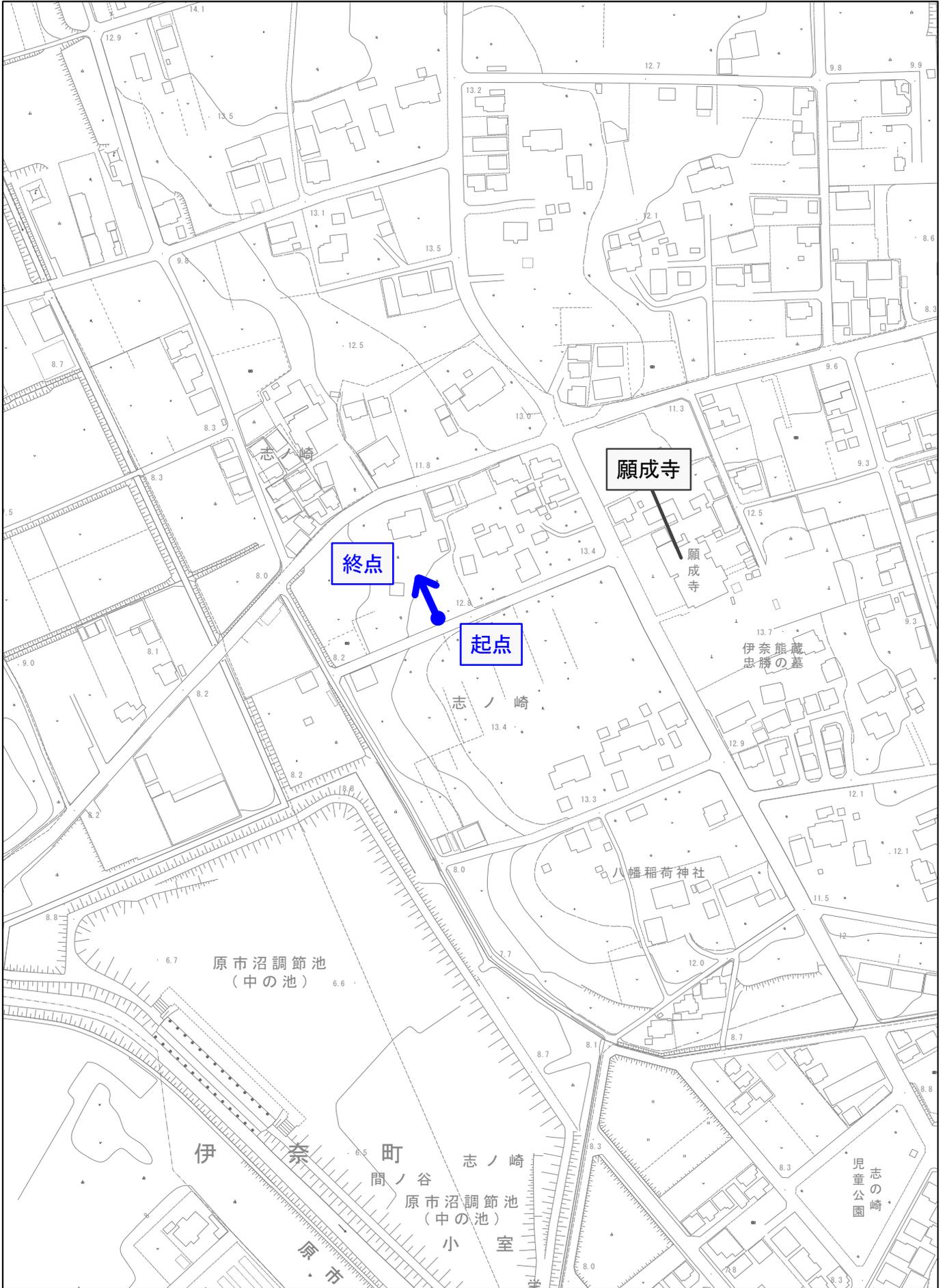


1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

# 町道廃止路線図

## 町道第4297号線



1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m

## 第73号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

### 1 公の施設の名称

伊奈町総合センター（老人福祉センター、コミュニティセンター及び児童館）

### 2 指定管理者となる団体の名称

埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号

いなパブリックパートナーズ

代表団体 アイル・コーポレーション株式会社

代表取締役 町田 哲雄

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

### 提 案 理 由

伊奈町総合センターの業務を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 第73号議案 参考資料

### 指定管理候補者の選定結果について

伊奈町総合センター（老人福祉センター、コミュニティセンター及び児童館）の指定管理者を公募したところ、1団体から応募があり、「伊奈町指定管理候補者選定委員会」において、書類及び質疑応答による審査の結果、次のとおり決定した。

#### 1 応募団体 1団体

#### 2 指定管理候補者に決定した団体

いなパブリックパートナーズ（共同事業体）

#### 3 グループの概要

（代表団体） 埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目9番10号  
アイル・コーポレーション株式会社 代表取締役 町田哲雄  
資本金…6,000万円 売上高…55.1億円（令和7年5月決算）

（構成団体） 東京都中央区銀座四丁目12番15号  
株式会社オーエンス 代表取締役 大木一雄  
資本金…1億円 売上高…192.1億円（令和7年3月決算）

（構成団体） 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目401番地  
伊奈町商工会 会長 川田金造

いなパブリックパートナーズは、アイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンス及び伊奈町商工会の共同事業体である。

平成23年4月1日から令和8年3月31日の期間は、アイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンスの共同事業体であるアイル・オーエンスグループが、伊奈町総合センターの指定管理者であり、県内では、さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘、さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター、さいたま市こども家庭総合センター、さいたま市健康福祉センター東楽園等での指定管理の実績がある。

アイル・コーポレーション株式会社は、さいたま市浦和区に本社があり、県内30件の指定管理実績があるほか、施設建物の清掃・保守管理、駐車場の管理、施設警備、不動産の賃貸管理に関する業務などを行っている企業である。

株式会社オーエンスは、東京都内に本社を構え、さいたま市に支店を置く企業で、全国で77件の指定管理実績があるほか、ビルメンテナンス業、警備・電話交換・受付、建物の保安管理、一般廃棄物の収集・再生利用業務などを行っている企業である。

伊奈町商工会は、町内に事務所を設置しており、地区内における商工業の総合的な改善発達と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、商工業に関する相談、指導、情報収集と提供、調査研究などを行うこととしている団体である。

#### 4 選定までの過程

(1) 伊奈町指定管理候補者選定委員会（委員：7名）

令和7年8月12日（第1回）、10月6日（第2回）、11月6日（第3回）

(2) 申請応募スケジュール等

- ・ 申請募集要項等の配布：令和7年8月18日～8月29日
- ・ 申請書の受付：令和7年9月18日～9月25日
- ・ 質疑及びプレゼンテーション：令和7年11月6日

## 伊奈町総合センター指定管理候補者選定「評価審査」集計表

団体名	いなパブリックパートナーズ
評価点合計	606

\* 委員1人あたりの評価点の満点は115点です。評価点合計の満点は、805点です。

\* 応募団体が1団体のため、評価点合計の満点の6割以上の場合に指定管理候補者となります。

指定管理候補者

いなパブリックパートナーズ

## 第74号議案

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

### 1 公の施設の名称

伊奈町立図書館

### 2 指定管理者となる団体の名称

東京都文京区大塚三丁目1番1号

株式会社図書館流通センター

代表取締役 谷一 文子

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

令和7年11月26日提出

伊奈町長 大 島 清

## 提 案 理 由

伊奈町立図書館の業務を指定管理者に行わせるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。

## 第74号議案 参考資料

### 指定管理候補者の選定結果について

伊奈町立図書館の指定管理者を随意指定方式で選定することとし、「伊奈町指定管理候補者選定委員会」において、書類及び質疑等による審査の結果、次のとおり決定した。

#### 1 指定方法

随意指定

#### 2 指定管理候補者に決定した団体

株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚三丁目1番1号

#### 3 候補者の概要

資本金…2.7億円 売上高…556.4億円（令和7年1月決算）

関連会社…（株）図書流通、（株）岩崎書店、グローバルソリューションサービス（株）等

株式会社図書館流通センターは、昭和54年に設立されて以来、公共図書館、学校図書館を中心とした図書館運営業務の受託や、図書館用書籍の販売、電子図書館プラットフォームやデジタルコンテンツを提供している企業である。

#### 4 選定までの過程

(1)伊奈町指定管理候補者選定委員会（委員：6名）

令和7年8月12日（第1回）、10月6日（第2回）、11月6日（第3回）

(2)スケジュール等

指定要項等の配布：令和7年8月18日

申請書の受付：令和7年9月18日～9月25日

質疑及びプレゼンテーション：令和7年11月6日

・第3回選定委員会において、申請団体によるプレゼンテーション、質疑応答及び審査を実施し、選定要領により適切と評価されたため、株式会社図書館流通センターを指定管理候補者と決定した。